

島根労働局職員(共通・基準)選考採用試験【係長級(一般職相当)】

募集要項

今般、島根労働局における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する行政機関や民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

1 職種

島根労働局の常勤職員

2 業務内容

【共通】

島根労働局及び公共職業安定所における労働行政に関する事務等を行う係長相当職員の業務

※雇用均等行政を中心としたキャリアパスとなる場合を含みます。

【基準】

島根労働局及び労働基準監督署における労働行政に関する事務等を行う係長相当職員の業務

※労働局総務課(会計経理、共済、人事等)中心のキャリアパスとなる場合もあります。

3 募集人員

共通1名、基準1名の計2名程度

4 応募資格

(1) 以下の①及び②の条件を満たす方

① 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。

- ・ 大学を卒業した者 11年以上

- ・ 短期大学及び高等専門学校を卒業した者 13年以上
 - ・ 高等学校を卒業した者 15年以上
- ② 行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

(2) 以下に該当する方は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第 81 条の 6（定年による退職）及び附則第 8 条（定年退職年齢に関する経過措置）に該当する方（採用予定日において満 61 歳に達している方）

5 採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記 12 を参照ください。

6 採用日

令和 7 年 4 月 1 日を予定しています。

7 勤務地

【共通】

島根労働局又は公共職業安定所

※ 入省後は、島根労働局や島根県内のハローワークに勤務し、1～3年の間隔で人事異動があり、それに伴う転居が必要な場合もあります。

【基準】

島根労働局又は労働基準監督署

※ 入省後は、島根労働局や島根県内の労働基準監督署に勤務し、1～3年の間隔で人事異動があり、それに伴う転居が必要な場合もあります。

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等は休日です。

休暇には、年次休暇のほか、特別休暇（夏季休暇、病気休暇等）がありません。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。

ただし、履歴書の作成は応募者本人の直筆とします。

写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金、雇用保険等の労働行政に関連する業務に従事した経験については、詳細にお書きください。）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

なお、応募者において業務内容の希望がある場合は、履歴書の右上の余白部分に希望する名称「共通」又は「基準」を赤字で記載してください。

(2) 論文課題

島根県をはじめ全国各地においては、様々な雇用・労働問題が生じており、労働局ではこのような問題への具体的対応が求められています。

以下の4つのテーマのうち一つを選択し、島根労働局職員としての視点から、選択したテーマにおける課題・問題点の整理と具体的な対応策について、自身のこれまでの社会人経験を踏まえつつ、論じてください。

- 1 人手不足の状況下におけるハローワークの求人者支援
- 2 ハローワークにおける求職者に対する効果的な求人情報提供の方法
- 3 中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引き上げに向けた支援
- 4 島根県における労働災害の現状と、被災された方への労災補償や、その補償制度に関する課題

※ 文字数は、1,200～2,000文字程度（400字詰め原稿用紙で5枚程度）

※ 手書きの場合は、市販の原稿用紙で作成してください。

※ 提出用紙には、選択したテーマ、氏名を記入してください。

(3) 応募先

(1)及び(2)を封筒に同封し、封筒に赤字で「社会人選考」と明記した上で、島根労働局総務部総務課人事係あて郵送（直接持参も可）してください。

あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。

なお、応募される方はハローワークを通して紹介状の添付をお願いします。

また、不合格者の応募書類については、目的外に使用しないことを約し、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

11 応募期限

令和6年12月27日（金）必着

※ 応募書類は期限必着（持参の場合は当日17:00まで）

※ ただし、応募者多数の場合、期限前に募集を終了させていただくことがありますので御留意ください。

12 選考方法

【第1次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

(選考通過者発表)

令和7年1月17日(金) 予定

※第1次選考通過者に対して連絡します。

【第2次選考】

(人物試験(個別面接))

人物試験による審査

試験日は令和7年1月29日(水)～1月31日(金)の間で実施予定

(詳細な日時等については、第1次選考通過者あて通知します。)

(合格者発表)

令和7年2月7日(金) 予定

※島根労働局 HP 上の「職員採用情報」内にて第2次選考対象者のうち
最終合格者の試験番号を掲載します。

なお、最終合格者へは別途、連絡します。

(業務内容の決定)

「共通」又は「基準」の決定については、選考過程における適正判断及び本人の希望等を総合的に勘案のうえ決定し、最終合格者へ伝えます。

13 応募等に関する照会先

島根労働局総務部総務課人事係 (橋口^{はしぐち}、安田^{やすだ})

所在地：島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階

電話：0852-20-7005 (直通)

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（24万円～35万円程度。一般的な例）。
- 2 なお、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等
 - 住居手当・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
 - 通勤手当・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）
 - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・1年間に俸給等の約4.40か月分
(令和5年度実績)